

山 監 第 N 3 1 0 4 - 1 7 号

平成 2 8 年（2016 年） 2 月 1 8 日

定期監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第 1 9 9 条第 1 2 項の規定により、下記のとおり公表する。

山陽小野田市監査委員 白 川 英 夫

山陽小野田市監査委員 石 田 清 廉

記

平成 2 7 年度定期監査の結果に基づき又は当該監査の結果を参考として講じた措置

(総務部関係)

問 題 点	改 善 措 置
(1) 財産管理事務について ア 行政財産使用許可申請に基づく減免措置の事務手続に一部不適切なものがある。関係法令等に基づき、適切な処理をされたい。 【総務課】	山陽小野田市行政財産使用料徴収条例第 5 条の規定に基づき、市長が特別の理由があると認めて減免を行うときは「甲」の決裁区分とします。
(2) 契約事務について ア 契約締結の事務処理等が一部不適切である。適切な事務処理をされたい。 【総務課】	契約事務を進める際には、契約書の内容と契約約款の内容とに整合性を取るよう慎重に処理します。

(3) 住宅用家屋証明事務について

ア 山陽小野田市住宅用家屋証明事務取扱規則に定める様式に不備がある。適時適切な内容に改正されたい。

【税務課】

今後様式を含め、規則全体について見直し、必要な改正を行います。